

三原市立小泉小学校 生徒指導規程

目的

この規程は、児童に望ましい生き方を身に付けさせるとともに、児童が自ら判断し、行動し、その結果に責任をもつという自己指導能力の育成を図るためのものである。そのために、第五中学校ブロックの小中学校が同じベクトルで、保護者や地域の協力を得ながら取組をすすめるものとする。

1 登下校に関する指導

- (1) 連絡なく児童が登校しない場合は、速やかに保護者に連絡をとり状況を把握する。
- (2) 家庭を出ているにもかかわらず登校しない場合は、児童の所在把握に努めるため、速やかに家庭に連絡をとり、職員が巡回をする。
- (3) 所在把握ができずに時間が経過する場合は、保護者に連絡をとり、警察に保護願いを出すように依頼する。
- (4) 繰り返し遅刻がある場合には、保護者に連絡をとり、指導する。

2 登校後の外出に関する指導

- (1) 登校後、無断で学校外に出た場合は、職員が巡回するとともに、保護者に連絡をとり、必要に応じて警察に連絡する。
- (2) 児童を発見した後は、特別な指導（別室指導）を行う。1時間以上又は1日以上の特別な指導（別室指導）を行い、落ち着いて集団生活ができるようになって生徒指導委員会の判断のもと、学級の生活に戻ることができる。そして保護者に連絡する。
- (3) 継続する場合は、状況に応じて特別指導（別室指導）を行い、当該児童と保護者に来校してもらい指導する。

3 服装・頭髪等に関する指導

- (1) 学校生活にふさわしくない服装・髪型等については、児童と話し合い指導するとともに、保護者に連絡し、改善させる。
- (2) 学校生活にふさわしくない服装・髪型等が継続する場合は、該当児童と保護者に来校してもらい指導する。
但し、特別な事情があって保護者より申し出があった場合は、生徒指導委員会の決定を受けて対応する。
- (3) 学校生活にふさわしい服装・髪型等については、「生活のきまり」で示すものとする。

4 持ち物に関する指導

- (1) 携帯電話（スマートフォン）・ゲーム機・お金・装飾品・漫画、菓子等を持ってきた場合は、学校で預かり、保護者に連絡し返却する。持ち込みが続く場合は、当該児童と保護者に学校に来てもらい指導する。菓子類をもらって食べた児童も保護者に連絡する。2回以上続く場合は、当該児童と保護者に学校に来てもらい指導する。
- (2) エアガン・ナイフ類の危険な不要物、たばこ等の未成年者に認められていないものについては、学校で預かり、当該児童と保護者に来校してもらい指導する。
- (3) 学校全体で不要物の持ち込みが続く場合や危険な不要物があった場合等、状況に応じて全校、学年及び学級での持ち物検査の実施や関係機関と連携をする。

5 学習規律に関する指導

- (1) 暴言・騒ぐ・暴れる・立ち歩き・指導に従わない等の授業妨害については、状況に応じて1時間以上又は1日以上の特例な指導（別室指導）を行い、落ち着いて集団生活ができると管理職が判断した場合、学級の生活に戻ることができる。そして保護者に連絡する。続く場合は、状況に応じて特別指導（別室指導）を行い、当該児童と保護者に来校してもらい指導する。
- (2) エスケープについては、1時間以上又は1日以上の特例な指導（別室指導）を行い、当該児童と保護者に来校していただき指導する。
- (3) 授業に必要なものを2日以上続けて忘れる場合は、保護者に連絡する。

6 いじめ・暴力行為に関する指導

- (1) 児童のけがなどの安全確認をする。
- (2) 被害・加害児童への事実確認を複数の職員で行う。
- (3) いじめを受けている児童の保護、救済を行う。
- (4) いじめについては、「いじめ防止委員会」で対応策を決定し取り組む。
- (5) 加害児童は、1時間以上または1日以上の特例な指導（別室指導）を行う。その際、確認した事実に基づき、再発防止に向けた指導を行う。加害児童と保護者には来校してもらい、事実と指導内容を基に指導する。
- (6) 加害児童は、二度と繰り返し行わないこと、集団の中で落ち着いて生活できると生徒指導委員会判断した場合、学級の生活に戻ることができる。
- (7) 被害児童の保護者に事実と指導内容を報告し連携する。
- (8) 指導後の人間関係に注意を払い、経過を観察する。経過を保護者に連携する。
- (9) いじめについては、最低3カ月は、被害児童の状況を教職員間で確認し合う。
- (10) 状況に応じて、学級や学校全体での指導を行う。
- (11) 状況に応じて、警察等の関係機関と連携する。

7 問題行動に関する指導

いじめ、暴力行為、万引き、落書き、喫煙、器物破損、窃盗、家出、夜間徘徊、恐喝、薬物、爆竹等の異常な迷惑行為、誹謗中傷の書き込み、その他法律に触れる行為や警察の補導対象となる行為

上記の問題行動については、状況に応じて最低1時間以上又は1日以上の特例な指導（別室指導）を行う。当該児童と保護者に来校してもらい、事実と指導内容を説明し、学校の指導に対する協力をお願いし、関係機関と連携しながら、特例な指導（別室指導）を継続する。当該児童が繰り返し行わないこと、集団の中で落ち着いて生活できると、管理職の判断した場合、学級の生活に戻るることができる。

8 器物破損に関する指導

- (1) 当該児童に対して、状況に応じて1時間以上又は1日以上の特例な指導を行う。保護者に来校してもらい、その場で、当該児童と保護者と職員で事実を確認し、指導内容を保護者に伝える。
- (2) 児童及び保護者の責任において、修理・弁償することとする。

9 校外での遊びに関する指導

- (1) 児童だけで校区外に行く、エアガンなど危ない遊びをする、他人の土地に侵入する、ゲームセンターに児童だけで行くなど、学校のきまりに記載されていることを守れない場合は、保護者に事実と指導内容を説明し、指導する。内容によっては、来校してもらう。

10 特例な指導

- (1) 法令・法規に違反する行為やその他教育上必要と認められる場合は、保護者と当該児童に来校してもらい、保護者に事実と指導内容を説明する。保護者には、学校の指導に対する協力をお願いし、関係機関と連携しながら特例な指導を行う。
- (2) 特例な指導とは、児童が自ら起こした問題行動を反省し、よりよい充実した学校生活を送るためのもので、一定時間（状況に応じて最低1時間以上）、別室で指導する。当該児童が、自らの言動を反省するとともに、集団の中で落ち着いて生活ができると生徒指導委員会が判断した場合、学級での生活に戻るることができる。

- 11 保護者からの教職員（学校）への理不尽な要求や威圧行為、業務妨害、暴力行為については、警察等の関係機関と連携する。